

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県自転車競走実施条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五号）（県営競
技事務所）

一 趣旨

競輪場の活性化を図るため、入場者から徴収する入場料の額の下限を廃止する
ための改正

二 内容

入場料の額の下限を廃止

競輪場の入場者から徴収する入場料の額

現行 百円以上五千百円以下において規則で定める額

改正後 五千百円以内において規則で定める額

三 施行期日

公布の日